

前沢四丁目自治会会則(案)

第一章 名称及び目的

第1条 本会は前沢四丁目自治会と称する。

第2条 本会は前沢四丁目に居住する者又は事業所を有する者により
且つ本会の趣旨に賛同する者を以て会員とする。

第3条 本会の事務所は会長宅に置く。

第4条 本会は会員相互の親睦と互助の精神を高揚し、健全にて
文化的且つ樂に住みよい民主的な町づくりを目的とする。

第5条 本会は何れの政党にも属せず且つ政治活動としない。

第二章 事業

第6条 本会は前章の目的達成のため下記事業を行う。

- 1 会員相互の親睦と共存共栄に関する事項。
- 1 生活改善向上発展に関する事項。
- 1 保健衛生の保持と普及並びに施設の充実に関する事項。
- 1 犯罪並びに火災の防止と予防及び交通安全に関する事項。
- 1 行政機関・関係団体(他地区自治会・体育文化団体等)に対する連絡・関係事項。
- 1 その他目的達成に必要なと認める事項。

第三章 役員

第7条 本会は前章運営のため下記役員を置く。

- 1 会長 1名
- 1 副会長 1名

- 1 常任委員 若干名
- 1 会 計 1 名
- 1 会計監査 1 名
- 1 地区委員 若干名

才9条 本会の役員選出は下記の方法による。

- 1 会長、副会長及び会計監査は總會において選出する。
- 1 常任委員及び会計は地区委員より互選する。
- 1 地区委員は各地区より選出する。

才10条 本会の役員任期は1年とする。但し再選を妨げない。

才10条 役員任期満了の場合、雖も後任者が決定するまではその任務を遂行する。

才11条 本会の役員は下記の会務を分担する。

- 1 会長は会を代表し会の運営に専たる。
- 1 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代行する。
- 1 常任委員は任務分担をし、それぞれ会の会務を遂行する。
- 1 会計は本会のすべての金銭収支を明らかにし、一切の経理事務を行う。
- 1 会計監査は随時会計を監査し、正確を期す。
- 1 地区委員はその地区内、連絡にあたる。

才四章 会 計

才12条 本会は会務運営上必要な経費、充当するたため会費を徴収する。

才13条 本会の会費は一市帯 ~~100~~ 円とし、会費は原則として毎月納付する。

尚必要に応じ總會の議を経て臨時会費を徴収することもある。

第14条 会費の更正は總會の決議を必要とする。

第15条 既納の会費は返戻しない。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第五章 会議

第17条 本会の会議は總會・臨時總會及び常任委員会とする。

第18条 總會は毎年1回4月1日開催し、事業計画・予算・決算并に会務職決を

第19条 臨時總會は会長が必要と認めたる時適宜開催する。

第20条 会長は会員 $\frac{1}{3}$ 以上を要請あるときは總會を開催しなすはならない。

第21条 總會を開く場合は議案に附してあらかじめ会員に通知しなすはならない。

第22条 總會の議決は出席会員の多数決により決議し、可否同数の時は議長が採決するものとする。

第23条 常任委員会は会長・副会長・常任委員及び会計を以て構成し、会長が必要と認めたる時随時開催する。尚、必要に応じて地区委員も参加するものとする。

尚、常任委員会の決定事項は、会員にすみやかに報告するものとする。
文章を以て

才24条 總會・臨時總會及び常任委員會の議長は會長か 別に
あたふ、必要に応じて別の議長を定める事とする。

才六章 雜 則

才25条 本會は會の運営に資するため、正當に寄附金や寄附
を受けることができる。

才26条 本會則に定めていない事項は常任委員會に協議し、
必要ある時は總會に付議する。

才27条 本會則は總會の議決によりなす事は、これを改定
することができる。

本會則は昭和45年3月22日より施行する。



設之總會の役員選挙は全役員にわたる設之總會
選出するものとする。